

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構  
資格試験委員会規約

第1条（目的）

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構資格試験委員会（以下、「委員会」という）は、臨床発達心理士の資格審査における筆記試験の作問、採点、評価にかかわる事業を行うことを目的とする。

第2条（委員）

資格試験委員会は若干名の委員をもって構成する。

- 2 同委員の任命は、理事会の議を経て、代表理事が行う。
- 3 委員長を選出は、委員の互選による。
- 4 委員の任期は2年とし、再任は3期（6年）まで妨げない。

第3条（業務）

委員会は以下の業務を所掌する。

- 2 委員会の委員及び外部作問委員は作問に当たる。外部作問委員は、代表理事が委嘱する。
- 3 委員会は、筆記試験の採点を行い、その結果を資格認定委員会委員長に報告する。
- 4 委員会は、筆記試験の採点結果の分析・評価を行う。
- 5 委員会は、その他、作問形式、キーワードの見直し、筆記試験問題のストックとその管理方法等について検討する。

第4条（本規約の変更）

本規約の変更は、委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

施行日 2014年12月14日より施行する。

改定 2017年12月10日 一部改定

改定 2023年6月11日 一部改定